

G1-044 □□□	【不正競争防止法／不正競争行為】 不正競争防止法2条1項13号によれば、(①)を得る目的で、または他人に(②)を加える目的で、他人の特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品または役務を表示するものをいう)と(③)もしくは(④)の(⑤)を使用する権利を取得し、もしくは保有し、またはその(⑤)を使用する行為は「不正競争」である。	①不正の利益 ②損害 ③同一 ④類似 ⑤ドメイン名 (不競法2条第1項13号)
G1-045 □□□	【不正競争防止法／不正競争行為】 不正競争防止法2条1項14号によれば、(①)もしくは(②)の(③)もしくは(④)の(⑤)は役務もしくはその(①)もしくは(②)の(③)もしくは(④)の(⑤)の類もしくは通信にその商品の製造方法、用途もしくは数量もしくは内容、用途もしくは数量について表示をし、またはその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡もしくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、もしくは電気通信回線を通じて提供し、もしくはその表示をして役務を提供する行為は「不正競争」である。 この行為を簡潔に表現すると、(④)、である。	<div style="background-color: #cccccc; border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold; margin: 10px auto; width: 80%;">SAMPLE</div> (行為)
G1-046 □□□	【不正競争防止法／営業秘密】 不正競争防止法において、「営業秘密」とは、(①)として(②)されている(③)、(④)その他の事業活動に(⑤)な(⑥)または(⑦)の情報であって、(⑧)ものをいう。	①秘密 ②管理 ③生産方法 ④販売方法 ⑤有用 ⑥技術上 ⑦営業上 ⑧公然と知られていない (不競法2条第6項) 第6回(特許)問5に関連
G1-047 □□□	【不正競争防止法／営業秘密に関する救済措置】 不正競争防止法による、営業秘密の不正な取得・使用等に対する民事的救済措置を3つ挙げよ。	①差止請求(不競法3条) ②損害賠償請求(不競法4条) ③信用回復措置請求(不競法14条)
G1-048 □□□	【不正競争防止法／秘密管理性】 次の記述内容は適切か? 営業秘密として認められるための要件の1つである「秘密管理性」とは、鍵、パスワード等により情報にアクセスできる者を制限することや、秘密情報である旨の表示(「マル秘」印)をすることなどにより、従業員や外部者等の情報に接した者から見て、当該情報が客観的に秘密として管理されていると認められる状態にあることをいう。	適切である。